

議第百十六号

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年九月十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県公衆浴場法施行条例（昭和二十四年岐阜県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号を削り、同条第四号中「常時十分な照明をすること」を「採光又は照明により十分な照度を確保すること」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、同条第六号中「十二歳」を「七歳」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第六号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

公衆浴場における混浴制限年齢を引き下げ等のため、この条例を定めようとする。